

社会保障審議会 介護保険部会（第106回）	資料 2
令和 5 年 2 月 27 日	

介護保険被保険者証について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護保険被保険者証について

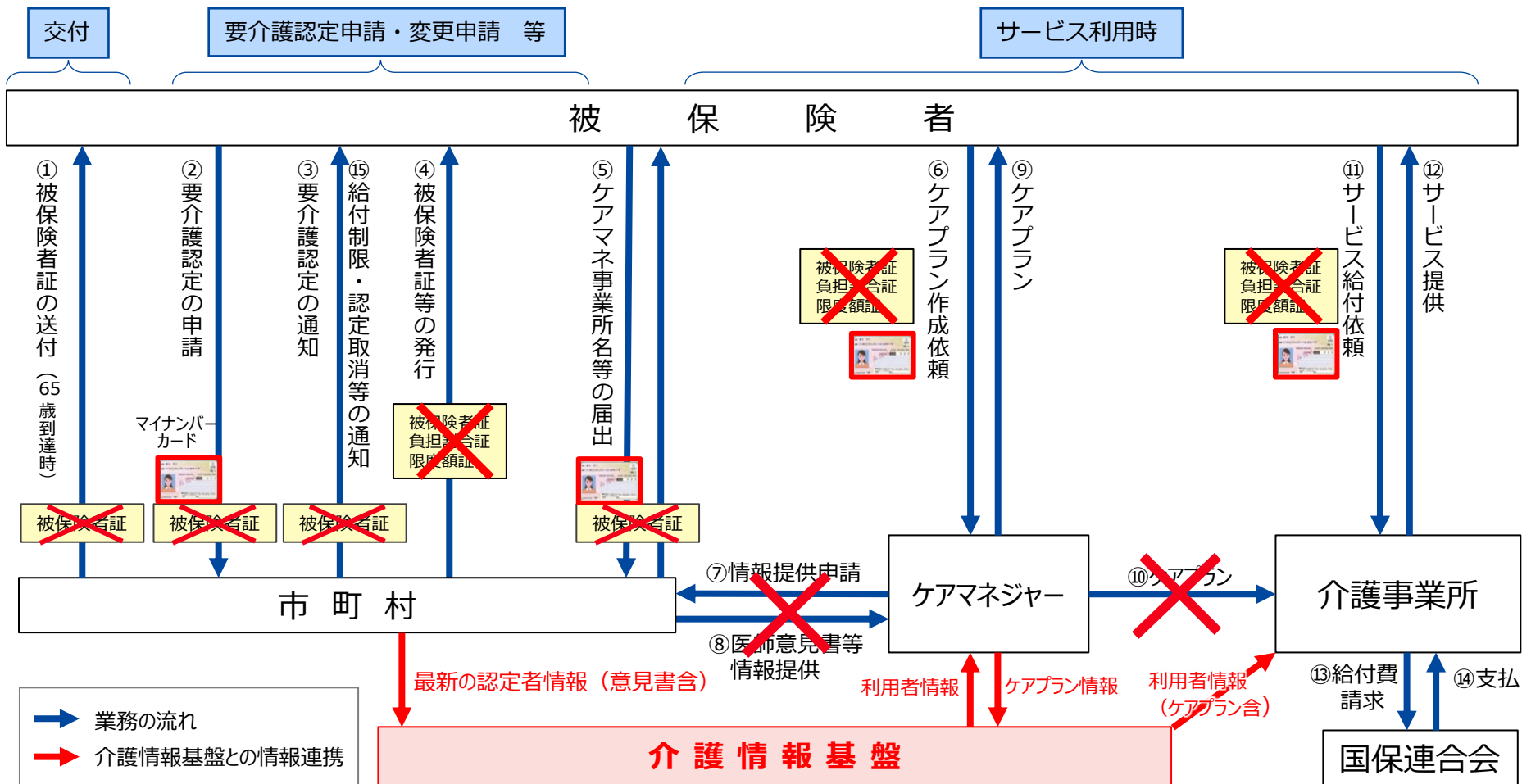
【現状】

- 介護保険被保険者証については、現状、
 - ・ 65歳到達時に保険者が被保険者に一斉送付をする
 - ・ 認定申請や変更申請等の時に、被保険者が保険者に被保険者証を提出して必要な情報の記載・返付を受ける
 - ・ サービスを受ける時に、認定者が介護事業所等に被保険者証を提示するなど、被保険者証が、被保険者、保険者、事業所等の間でやりとりされている状況。

【方向性】

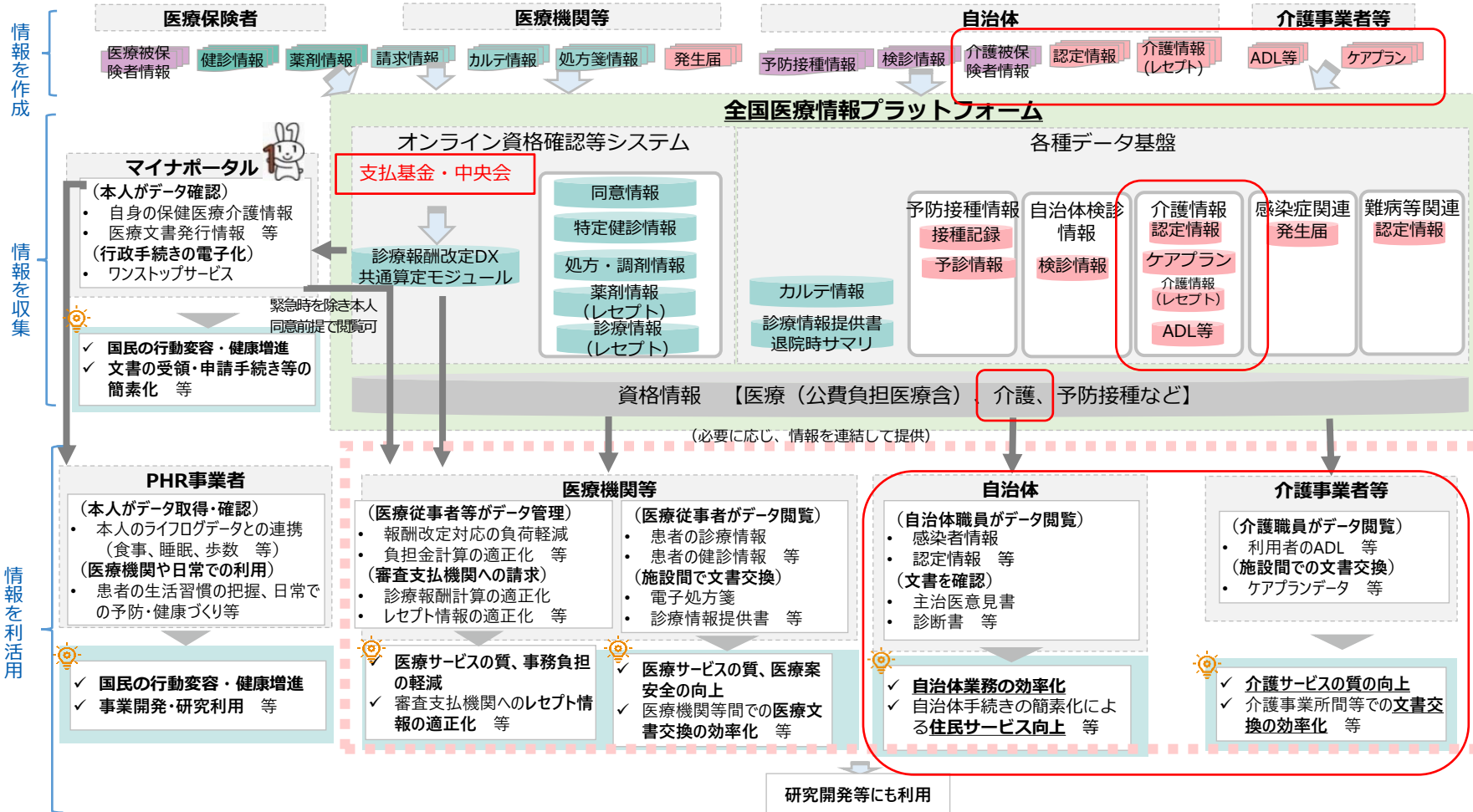
- 現在、医療保険分野において健康保険証に関する議論が進んでおり、また、介護保険分野においても、自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが、利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備することとされている。
- こうしたことを踏まえ、マイナンバーカードの活用を含め被保険者証の電子化については、必要な情報を情報基盤から取得することで資格確認等を可能とし必要なサービスを受けられるようにする方向で検討を進めることとしてはどうか。

マイナンバーカードを活用した介護被保険者証の電子化のイメージ



「全国医療情報プラットフォーム」(将来像)

- オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療機関等が発生源となる医療情報(介護含む)について、クラウド間連携を実現し、自治体や介護事業者等間を含め、必要なときに必要な情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームとする。
- これにより、マイナンバーカードで受診した患者は本人同意の下、これらの情報を医師や薬剤師と共有することができ、より良い医療につながるとともに、国民自らの予防・健康づくりを促進できる。さらに、次の感染症危機において必要な情報を迅速かつ確実に取得できる仕組みとしての活用も見込まれる。



介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究 令和4年度第二次補正予算 3.9億円

<目的>

- 利用者に関する介護情報等（介護レセプト情報、要介護認定情報、L I F E 情報、ケアプラン、主治医意見書等）について、自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが、これらの介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備することにより、事務効率化や介護サービスの質の向上、PHRの推進に繋がる。
- また、介護被保険者証について、上記の介護情報基盤の整備を見据え、関係者の利益に資するよう、電子化について検討していく必要がある。
- 本調査研究は、介護情報等の電子的な共有の仕組みや、介護保険被保険者証の電子化に向けた調査研究を行うものである。

<実施主体>

- 民間事業者

<事業内容>

- 業務フローの整理、関係システムの業務要件等の整理、関係者調整 等

